

平成22年2月定例会市議会

条例の制定に関する資料

(議案第53号)

総務局

趣 旨 書

題名 和歌山市職員定数条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

定数と職員数（現員数）の差が 502 人と大きくなることが予想されるため、各部局ごとの事務を効率的に執行するために必要な職員数を検証し、専門職などの必要な人員の確保を図ったうえで、定数と職員数の差を解消するために改正するものです。

2 改正の概要

市長事務部局、水道局、教育委員会、監査事務局、消防局及び農業委員会事務局の職員の定数を改正する。（第 2 条関係）

（単位：人）

部 局 名	平成22年4月1日改正			平成21年4月1日現在			定数増減 (①-②)	備 考
	定数①	職員予定数	差	定数②	職員数	差		
(1) 市長の事務部局 (内、社会福祉法の所員)	2,037 (160)	1,978 (145)	59 (15)	2,256 (145)	2,008 (140)	248 (5)	△ 219 (15)	定数は職員予定数の約103%とした 福祉業務の強化のため
(2) 水道局	247	240	7	346	240	106	△ 99	定数は職員予定数の約103%とした
(3) 教育委員会事務局及び教育機関	456	443	13	549	453	96	△ 93	定数は職員予定数の約103%とした
(4) 議会事務局	26	21	5	26	21	5	0	
(5) 選挙管理委員会	15	12	3	15	9	6	0	
(6) 監査事務局	12	11	1	10	10	0	2	監査業務の強化のため
(7) 人事委員会事務局	8	8	0	8	7	1	0	
(8) 消防局	410	397	13 ^(注1)	410 402	405	5	8	権限移譲及び消防力の強化のため
(9) 農業委員会	12	10	2	10	8	2	2	権限移譲及び農業委員会業務の強化のため
合 計	3,223	^(注2) 3,120	103	3,630 3,622	3,161	469	△ 399	

← 3,622人-3,120人=502人（予想） →

(注1) 消防局の定数については、402人であるが、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間は、消防職員の団塊世代の退職のため8人増員し、定数は410人となっている。

(注2) 職員予定数は、予定の3,150人から、定数外職員15人、休職職員15人を除いた人数である。

和歌山市職員定数条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>2,037人</u>(うち社会福祉法(昭和26年法律第45号)第16条に規定する所員は、<u>160人</u>とする。)</p> <p>(2) 水道局の職員 <u>247人</u></p> <p>(3) 教育委員会事務局及び教育機関の職員 <u>456人</u></p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>(6) 監査事務局の職員 <u>12人</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 消防職員 <u>410人</u></p> <p>(9) 農業委員会の職員 <u>12人</u></p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>2,256人</u>(うち社会福祉法(昭和26年法律第45号)第16条に規定する所員は、<u>145人</u>とする。)</p> <p>(2) 水道局の職員 <u>346人</u></p> <p>(3) 教育委員会事務局及び教育機関の職員 <u>549人</u></p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>(6) 監査事務局の職員 <u>10人</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 消防職員 <u>402人</u></p> <p>(9) 農業委員会の職員 <u>10人</u></p>